

【論文】

「古代イスラエル相続法の一側面」 ——ツェロフハドの娘たちの場合——

赤井伸之

1. はじめに
2. ツェロフハドの娘たちの言い分
3. 神の裁決を仰ぐこと
4. 相続順位をめぐって
5. 相続した娘たちの結婚をめぐって
6. 結びにかえて

1. はじめに

古代イスラエルにおける「相続法」に関して、聖書¹⁾には興味深い記事がいくつか記されている。すなわち、本稿で取り上げる娘たちの相続権に関する記事の他、例えば、ある人に二人の妻があり、愛された妻と疎んじられた妻の二人にそれぞれ息子がおり、疎んじられた妻の息子が長子ならば、その子を差し置いて、愛された妻の子を長子として扱うことが出来ないし、長子には二倍の分け前が与えられねばならないとする²⁾。ところが一方、そうしたいわゆる「長子の権」の例外として男女均分相続をうかがわせる記事もある³⁾。さらに、古代イスラエル宗教の担い手とされた祭司たちには「嗣業」は与えられないと明言する⁴⁾一方で、イスラエルの地に滞在し、子をもうけるにいたった外国人には、くじで嗣業を割り当てねばならないとされている⁵⁾。また、かつて拙稿「兄弟の妻を娶ること」で取り上げた問題も、「相続」が絡んでいたと見ることもできるのである⁶⁾。

ところで、聖書における「相続」概念は、神の民イスラエルの歴史的

な経験に基づき、契約思想とも密接に結び付いて、「相続」という語に宗教的意味が付加され、イスラエルはヤーウェの相続財産であること、イスラエルは約束の地を相続すること、約束の地はヤーウェ自身の相続財産であること、という三つの関係が絡んでいたとされる⁷⁾が、本稿では、そうした神と人間との関係における「相続」の理念を念頭に置きながら、所有者の死亡に際し、遺産を受け取る資格のある者への財産の移転をいう⁸⁾とされている世俗的な意味における「相続」をもっぱら考察していくことにする。

上述の如く、一般に男子のみが相続人資格があると考えられていたが、そのような男子相続人がいない場合に、遺産をどのように配分・処理すべきかという問題も、聖書においてかなり詳細に論じられている。これが本稿で取り上げる「ツエロフハドの娘たちの場合」である。

ツエロフハドには五人の娘たちがいたが、やがて息子を一人も残さないまま死亡してしまった。それゆえ、従来の慣例では、娘たちに相続人資格が認められていなかったので、自分たち女性にも相続人資格を認めよう申し立て、父の遺産に対する分け前を要求したとされる民数記27章1～11節の記事を中心に、以下の順序で考察を加える。

まず、ツエロフハドの娘たちの言い分をめぐって、民数記27章1～4節の記事を中心に、(1)ツエロフハドの娘たちの家系、(2)「臨在の幕屋」の意義、(3)ツエロフハドの娘たちの言い分を聞いた者たち、(4)ツエロフハドの娘たちの言い分をその順で考察する（2節）。次に、ツエロフハドの娘たちの申し出に対してモーセが神の裁決を仰ぐ諸問題とその手順をめぐり、民数記27章の記事と、聖書中のいくつかの対比される記事とを比較しながら考察する（3節）。さらに、民数記27章8～11節に明らかにされた「相続順位」の記事をめぐる問題点を明らかにする（4節）。最後に、いったんはツエロフハドの娘たちの言い分が認められたのに、後に民数記36章の記事が報告しているように、親族の側からなされたクレームに基づいてなされた修正をめぐって考察する（5節）。

注

- 1) 本稿においては、日本聖書協会の『聖書新共同訳』（1987年）を主として用いるが、引用するに当たっては、日本聖書協会の電子ブック版『聖書新共同訳』（1993年）を専ら使用する。
- 2) ¹⁵ある人に二人の妻があり、一方は愛され、他方は疎んじられた。愛された妻も疎んじられた妻も彼の子を産み、疎んじられた妻の子が長子であるならば、¹⁶その人が息子たちに財産を継がせるとき、その長子である疎んじられた妻の子を差し置いて、愛している妻の子を長子として扱うことはできない。¹⁷疎んじられた妻の子を長子として認め、自分の全財産の中から二倍の分け前を与えるべきではない。この子が父の力の初穂であり、長子権はこの子のものだからである。（申命記21章15～17節）

長子は二倍の分け前が与えられるといふいわゆる「長子の権」が何故認められるのかについて、諸説があるが、長子は父の遺産を家族の長として受け継ぎ、他の兄弟姉妹に対する権威をも取得した。母が寡婦である限り、扶養する責任も長子が負ったので、二倍の分け前を受け取ったとされている。
- 3) ¹⁵ヨブの娘たちのように美しい娘は國中どこにもいなかった。彼女らもその兄弟と共に父の財産の分け前を受けた。（ヨブ記42章15節）もっとも、このヨブ記の記事については、純粹な相続を扱ったものではなく、ヨブの生前になされた財産分与であり、同列に扱うべきではないとの批判がある（例えば、Jacob Milgrom, *The JPS Torah Commentary : Numbers*, the Jewish Publication Society, 1989, [以下、Milgrom, *Numbers*. と略す] , p. 483.）。
- 4) ²⁸彼らは嗣業を持たない。わたしが彼らの嗣業である。あなたたちはイスラエルにおいて彼らに財産を与えてはならない。わたしが彼らの財産である。（エゼキエル書44章28節）

ここで「嗣業」と訳された **נהלה** [nahala] は、元々は賜物を意味し (Francis Brown, S. R. Driver & C. A. Briggs, *A Hebrew and English Lexicon of the Old Testament*, Oxford U. P., 1951, [以下、BDB と略す] , p. 635) 、他人に譲渡出来ない（列王記上21章3節参照）生産手段（すなわち土地）の所有（権）を指

した。

- 5) 「²¹あなたたちは、この土地を自分たちイスラエルの各部族に分けねばならぬ。²²この土地を、あなたたち自身とあなたたちの間に滞在し、あなたたちの間で子をもうけるにいたった外国人に、くじで嗣業として割り当てねばならない。彼らをイスラエルの子らの中で同じ資格のある者として扱わねばならない。あなたたちと共に彼らも嗣業をくじでイスラエルの部族の間に割り当てねばならない。²³外国人には、その滞在している部族の中で嗣業を与えねばならない」と主なる神は言われる。（エゼキエル書47章21～23節）
- 6) 聖泉人文・社会科学論集第7号（1991年）1～31ページ所収。なお、本稿は、その拙論の12～13ページにある注(8)に言及し、機会があれば取り上げたいと切望していたテーマについてささやかな考察を加えるものである。
- 7) レオン・デュフル編『聖書思想事典』三省堂（1973年）522頁以下参照
- 8) 例えば、Bruce M. Metzger & Michael D. Coogan ed., *The Oxford Companion to the Bible.*, Oxford U. P., 1993, p. 302.

2. ツェロフハドの娘たちの言い分

本節では、本稿での考察の基礎となる民数記27章1～11節の記事をまず紹介し、特に、民数記27章1～4節の記事を中心に、(1)物語の主人公とでも言うべき「ツェロフハドの娘たちの家系」を紹介し、次に(2)ツェロフハドの娘たちの申し出がその入口でなされたという「臨在の幕屋」の意義、さらに(3)ツェロフハドの娘たちの言い分を聞いた者たち、(4)ツェロフハドの娘たちの言い分、の順序で考察する。

はじめに、本稿で考察の基礎となる民数記の記事を紹介するが、この記事は、聖書学者・注解者たちによって、「P」資料に基づくものであることが確認されている¹⁾。

【民数記27章1-11節】

¹⁾ヨセフの子マナセの一族であるヘフェルの子ツェロフハドの娘たち

が進み出た。娘たちの名はマフラ、ノア、ホグラ、ミルカ、ティルツアといい、その祖父ヘフェルはギレアドの子、ギレアドはマキルの子、マキルはマナセの子であった。²娘たちは、臨在の幕屋の入り口にいるモーセと祭司エルアザル、指導者および共同体全体の前に立って言った。

³「わたしたちの父は荒れ野で死にましたが、主に逆らって集まった仲間、あのコラの仲間に加わりませんでした。彼は自分の罪のゆえに死に、男の子はありませんでした。⁴男の子がないからといって、どうして父の名がその氏族の中から削られてよいでしょうか。父の兄弟たちと同じように、わたしたちにも所有地をください。」

⁵モーセが娘たちの訴えを主の御前に持ち出すと、⁶主はモーセに言われた。

⁷「ツェロフハドの娘たちの言い分は正しい。あなたは、必ず娘たちに、その父の兄弟たちと同じように、嗣業としての所有地を与えねばならない。娘たちにその父の嗣業の土地を渡しなさい。

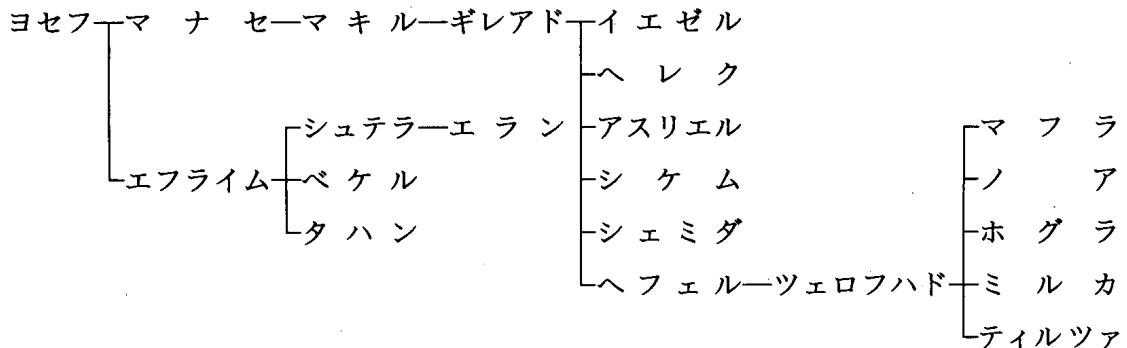
⁸あなたはイスラエルの人々にこう告げなさい。ある人が死に、男の子がないならば、その嗣業の土地を娘に渡しなさい。⁹もし、娘もいない場合には、嗣業の土地をその人の兄弟に与えなさい。¹⁰もし、兄弟もない場合には、嗣業の土地をその人の父の兄弟に与えなさい。¹¹父の兄弟もない場合には、嗣業の土地を氏族の中で最も近い親族に与えて、それを継がせなさい。主がモーセに命じられたとおり、イスラエルの人々はこれを法の定めとしなさい。」

(1)ツェロフハドの娘たちの家系

エジプトにいたヨセフは、ファラオからツァフェナト・パネアという名を与えられ、同時に、オンの祭司ポティ・フェラの娘アセナトを妻として与えられた²⁾。そのようなヨセフに二人の息子が生まれた。ヨセフは長男をマナセ（忘れさせる）と名付け、また、次男をエフライム（増やす）と名付けた。

ツェロフハド **צָלְפָחָר** というのは、ヨセフの子としてエジプトで生まれたマナセを名祖とする³⁾、マナセ族のマキル、ギレアド、ヘフェルと続く家系に属していた⁴⁾。

民数記26章28～37節によると、ヨセフの子孫は次のようになる⁵⁾。



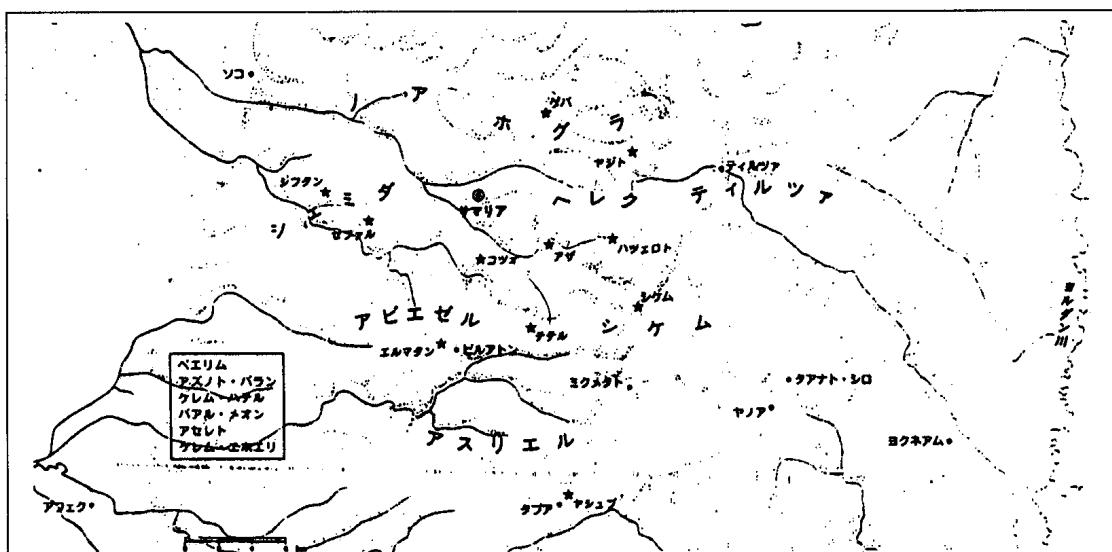
[ツェロフハドの娘たちの名前をめぐって]

そのツェロフハドには、五人の娘たちがいた。五人の娘たちの名前は、マフラ **מַלְכָה** [Mahlah]、ノア **נוֹעָה** [Noah]、ホグラ **חִנְגָּלָה** [Hoglah]、ミルカ **מִלְכָה** [Milcah]、ティルツア **תִּרְצָה** [Tirzah] であった。このツェロフハドの五人の娘たちの名前は、聖書においてかなり頻繁に出現在している。すなわち、本稿で主として取り上げる民数記27章1節と36章11節のほか、民数記26章33節とヨシニア記17章3節にも五人の娘たちの名前が列挙されている。こうしたことは、旧約聖書の中でも大変珍しいことであった⁶⁾。

これらの娘たちの名前が、町や氏族の名称に符合しているということは、しばしば指摘されている⁷⁾。実際、「娘」の意の **בָת** [bat] という語は、村や町の意味もある⁸⁾。ところで、民数記26章30～33節及びヨシニア記17章2～3節に現れる氏族名等について、その所在をサマリア出土の陶片などを出がかりに検討した結果、ツェロフハドの五人の娘たちの名前のうち、マフラ、ノア、ミルカについては不明であるとの報告がなされている⁹⁾。しかし、ノアについては、ヨシニア記19章13節のネア **נוֹעָה** [Neah] が¹⁰⁾、ホグラについては、ヨシニア記15章6節、18章19節、21節に現れるベト・ホグラ **בֵּית חִנְגָּלָה** [Beth Hoglah] が推定さ

れているし¹¹⁾、ティルツアについては、ヨシュア記12章24節の他、列王記上14章、15章、16章、列王記下15章に頻出し¹²⁾、雅歌6章4節にも明らかに地名として言及されている¹³⁾。また、『マクミラン聖書歴史地図』¹⁴⁾には、ノア、ホグラ、ティルツアの各部族名と、都市名ティルツアの名称が見える〈下掲地図参照〉。

このような女性形語尾を持つ町の名前のツェロフハドの娘たちへの変形は、民数記の著者の仕事であったとし¹⁵⁾、その目的とするところは、女性にも相続権があるという著者の法的論点を提供するためであったとしている¹⁶⁾。すなわち、民数記27章においては、法的問題を提起し解決するための「法物語」として、そこに登場する人物名として「P」資料の編集者によって想定されていると考える¹⁷⁾。



(2) 「臨在の幕屋」の意義

ツェロフハドの五人の娘たちは、「臨在の幕屋」の入り口にいるモーセと祭司エルアザル、指導者および共同体全体のところに出掛けていて、申し出を行なった¹⁸⁾。

ところで「臨在の幕屋」**עֹהֶל מוֹעֵד** [’ohel mo’ed] とは、かつての協会訳聖書では「会見の幕屋」と訳されていたものである。この「臨在の幕屋」という名称は、『聖書新共同訳』の「用語解説」によれば、「神

が現れてモーセと語らう場所になった」ことからその名称がつけられたようである。そもそも幕屋は、イスラエルの祖先である遊牧集団の移動聖所として現れ〔荒野時代〕、土地取得後、幕屋は沃地に持ち込まれたが、次第にその重要性を失ったとされる〔カナン時代〕。祭司文書（P資料）は、幕屋の伝承を再び取り上げ、同時にそれを他の祭儀的制度、とりわけ契約の箱と結合したり、エルサレム神殿の縮小された模像であるという観念に結びつくことによって強化されたという¹⁹⁾。

こうした幕屋、とりわけ、ツェロフハドの娘たちの物語の背景となっている荒野時代の「臨在の幕屋」に関して、聖書には次のような興味深い伝承記事がある。

【出エジプト記33章 7-11節】

⁷モーセは一つの天幕を取って、宿営の外の、宿営から遠く離れた所に張り、それを臨在の幕屋と名付けた。主に伺いを立てる者はだれでも、宿営の外にある臨在の幕屋に行くのであった。⁸モーセが幕屋に出て行くときには、民は全員起立し、自分の天幕の入り口に立って、モーセが幕屋に入ってしまうまで見送った。⁹モーセが幕屋に入ると、雲の柱が降りて来て幕屋の入り口に立ち、主はモーセと語られた。¹⁰雲の柱が幕屋の入り口に立つのを見ると、民は全員起立し、おのおの自分の天幕の入り口で礼拝した。¹¹主は人がその友と語るように、顔と顔を合わせてモーセに語られた。モーセは宿営に戻ったが、彼の従者である若者、ヌンの子ヨシュアは幕屋から離れなかった。

この出エジプト記33章の記事から「臨在の幕屋」について、次のような特徴を挙げることができる。

- (a)「臨在の幕屋」はモーセによって宿営の外に設置、命名された（7節）。
- (b)主に伺いを立てる者はだれでも、そこへ出かけて行かねばならなかつた（7節）。

(c)モーセが「臨在の幕屋」に出かけて行くときには、民は全員起立し、自分たちの天幕の入り口に立って、モーセが幕屋に入るまで見送った（8節）。このことから、民の天幕の入り口は、臨在の幕屋に向かっていたことが推測される。

(d)主は、シナイ山での神啓示を思わせるように²⁰⁾、雲の柱のうちにあって下って来られ、雲の柱が「臨在の幕屋」の入り口に立ち、主はモーセと語られた（9節）²¹⁾。

(e)モーセは、主との関係において、親しい友人であるかのようであり、主は顔と顔を合わせてモーセに語られた（11節）²²⁾。

(f)モーセの他には従者ヨシュアだけが、臨在の幕屋と結びついていた（11節）²³⁾。

以上のように、「臨在の幕屋」は、民がそこに出かけて行って、伺いを立てることができたが、主とモーセとの特別の関係から、実際には、モーセの口を通して主に語りかけ、主の語られることが民に伝えられたのであった²⁴⁾。

それゆえ、何故ツェロフハドの娘たちが「臨在の幕屋」という特別の場所に出かけて、その入り口にいるモーセ以下の人々の前に立って、自分たちの申し出を行ったかが理解されるであろう。

(3)娘たちの言い分を聞いた者たち

以上のような、いわばプリミティブな・荒野時代の幕屋を背景にして、娘たちはその入り口に立った。それは、自分たちの抱える問題に対して解決を得るため、神の託宣が与えられることを期待して、赴いたのであった。

幕屋の入り口で彼女たちを待ち構えていたのは、「モーセと祭司エルアザル、指導者および共同体全体」であったとされている。この民数記27章のツェロフハドの娘たちが申し出をしたことに関連する類似の記事が民数記36章とヨシュア記17章にみえるが、民数記36章では「モーセと

イスラエルの人々の家長である指導者たち」（1節）が、ヨシュア記17章では「祭司エルアザル、ヌンの子ヨシュア、および指導者たち」（4節）が、申し立てられた言い分を聞いた。このうち、ヨシュア記17章は、ツェロフハドの娘たちが過去にモーセを通して主が命じた土地配分の確認を求めた記事である。これらの並行記事を総合すると、モーセ、祭司エルアザル、ヌンの子ヨシュアといった傑出した人物が実際にツェロフハドの娘たちの言い分を聞いたとは考えられない。おそらく単に、権威づけの意味合いを込めて関与していたと記されたに過ぎないと思われる。何よりも、土地配分の具体的問題は、配分すべき土地が得られた後に発生するものであると考えられるから、時代的にはヌンの子ヨシュア以降の、イスラエルの民の活躍によるカナン侵入・土地占領を待たなければならぬと考えられる。それゆえ、モーセが実際に関わっていたことはほとんどあり得ないので、単なる権威的象徴として引き合いに出されていると考えられるし、祭司エルアザルにしても、後代の祭司文書が聖書の編纂過程で「J」または「E」資料に混入されたために、名前が上がってきたものと思われる。従って、ツェロフハドの娘たちが実際に申し出たのは、「指導者および共同体全体」に対してということになろう。

ところで、指導者 **נָשִׁי** [nasi'] とは、「上に立つ者」「部族の長・代表者」を意味し、共同体 **הַעֲדָה** [’eda] とは、「会衆」とも呼ばれ、血統により、また主への信仰、契約、共同の祭儀、および同じ律法に従う生活によって、互いに密接に結ばれていたイスラエルの民を意味した。

(4)娘たちの言い分

ツェロフハドの娘たちは、上述のように、指導者と共同体全体の前で、次のように申し立てを行い、土地の配分を要求した。すなわち、

- ①父は荒れ野で死んだが、その理由は父自身の罪の故であった。
- ②父は、主に反逆したコラの仲間には加わっていなかった。

- ③父には、男の子はなかった。すなわち娘たちには兄弟はなかった。
- ④父に男の子がいない [すなわち娘たちだけで兄弟がいない] ということが、なぜ父の名をその氏族の中から削る [すなわち娘たちには父の遺産を相続する権利を認めない] ことを正当とする理由となるのか。
- ⑤このままでは、父に分配されるはずの所有地は、父の兄弟たちに全て分配されてしまう。私たち娘にも相続権を認め、父の兄弟たちと同じように所有地を分配して欲しい。

これが民数記27章3～4節をパラフレーズした事実とそれに基づく要求である。以下箇条ごとに検討を加えていく。

- ①父は荒れ野で死んだが、その理由は父自身の罪の故であった。

第一点の父親の死亡原因については、自分の罪のゆえであったことを娘として認め、それは同時に、「彼らは必ず荒れ野で死ぬ」と言われた²⁵⁾主への信頼と確信を表明するものであった。すなわち、かつて民が荒れ野にあり、直接にはモーセとアロンに対する民の強い不平・不満をもらした時、間接的にはそれが主に対する反抗となるので、主は次のようにモーセとアロンを通して言われた。

【民数記14章28～32節】

²⁸主は言われる。わたしは生きている。わたしは、お前たちが言っていることを耳にしたが、そのとおり、お前たちに対して必ず行う。²⁹お前たちは死体となってこの荒れ野に倒れるであろう。わたしに対して不平を言った者、つまり戸籍に登録をされた二十歳以上の者はだれ一人、³⁰わたしが手を上げて誓い、あなたたちを住まわせると言った土地に入ることはない。ただし、エフネの子カレブとヌンの子ヨシュアは別だ。³¹お前たちは、子供たちが奪われると言ったが、わたしは彼らを導き入れ、彼らは、お前たちの拒んだ土地を知るようになる。³²しかし、お前たちは死体となってこの荒れ野で倒れる。

このように、ツェロフハドをはじめ父の世代の者たちは、約束の地に足を踏み入れることなく、主の定めた死を与えられたのである、と娘たちは主張した。

②父は、主に反逆したコラの仲間には加わっていなかった。²⁶⁾

ここに言及されたコラおよびその仲間というのは、民数記26章9～11節にも述べられているが、より詳細な記述は民数記16章に記載されている。それによると、荒れ野放浪の途中でモーセとアロンの主導権に反抗し、結局は神の審判により滅ぼされた者たちをいう。しかしながら、こうしたコラの伝承は民数記16章の現在の文脈ではダタンとアビラム伝承と編み合わせられているという²⁷⁾。すなわち、コラおよびその250人の仲間は、アロンの家の者たちの排他的祭司職に対する反抗であり²⁸⁾、一方ダタンとアビラムの反抗は、モーセの主導権に対して異議を唱え、モーセの言う約束の地にはついていかないと抵抗したものである²⁹⁾。それゆえ、神の審判もそれぞれ異なっており、ダタンとアビラムは、地震による地割れに飲み込まれ³⁰⁾、コラの仲間は、雷と思われる火に打たれた³¹⁾³²⁾。ツェロフハドの娘たちが、父は主に反逆したコラの仲間ではなかったと主張することは、同じ荒れ野で死亡したにしても、死亡原因は全く違うものであったことを印象づけている。すなわち、その意味するところは、ツェロフハドにもし背信的行為の罪があったならば、彼の財産は没収されていたはずであるが、「彼は自分の罪のゆえに」死んだゆえに、彼の財産はいかなる法的な制限からも自由であり、それゆえ、彼の財産は彼の正当な相続人に譲渡され得るはずだと主張することにあつた³³⁾。

③父には、男の子はなかった。すなわち娘たちには兄弟はなかった。

④父に男の子がない [すなわち娘たちだけで兄弟がいない] というこ

とが、なぜ父の名をその氏族の中から削る〔すなわち娘たちには父の遺産を相続する権利を認めない〕ことを正当とする理由となるのか。

この第三点と第四点から、古代イスラエルにおいて、相続権を有するのは原則的に息子だけであって、娘には認められていなかつたことが推測される。こうした傾向はメソポタミア法においても同様であったようであるが³⁴⁾、聖書に現れた古代イスラエルの相続に関する記事を総合すると、次のようなことが言えると思われる。すなわち、父の死後、父の遺産は息子たちだけが配分に預かることになっていた。この時、とりわけ長男は、本稿の冒頭で述べたように、他の息子たちの二倍の分け前を取得した³⁵⁾。それならば、娘たちはどうであったかと言うと、娘たちは「嫁資」と呼ばれる極めて実質的な婚姻に伴う贈与を父親から受け取るのが通例であった。娘たちが受け取る「嫁資」は、一般的には、衣服や宝石などの装身具、家具や金銭であったが、富裕な父親は、女性奴隸や侍女、土地さらには町すらも娘に「嫁資」として与えたことが聖書に記されている³⁶⁾。「嫁資」は夫の所有に帰するのではなく、結婚後も花嫁の私有財産として保有することが認められていた。父親としては、娘たちを結婚させて「嫁資」を与えたならば、娘たちに対する財政上の責任をそれ以上負う必要はなかった。なぜならば、結婚した娘は、夫の家族の一員となり、夫との間に出来た娘の子が夫の財産を相続することになっていたからである³⁷⁾。こうした父系制度に基づく相続原理が、聖書法の根本的原理とされていたわけである。

ところで、④でも言及されている「名」は、かつて拙稿で論じた如く³⁸⁾、単に名前を意味するのではなく、家系の維持・相続権が結びついていた。それゆえ、「父の名がその氏族の中から削られ」るというのは、家系の断絶を意味していた。

⑤このままでは、父に分配されるはずの所有地は、父の兄弟たちに全て分配されてしまう。私たち娘にも相続権を認め、父の兄弟たちと同じ

ように所有地を分配して欲しい。

この第五点こそは、以上の第一点から第四点において主張し、確認された事実を踏まえてなされた、最終的な娘たちの要求であった。すなわち、伝統的律法の下では、父ツェロフハドの相続財産は、その死に伴い、父の最近男性親族に譲渡されることになっていたわけであるが、ツェロフハドの娘たちは、彼女たちの父の名がその氏族の中から削られてしまうと抗弁し、特に、第四点が推測している男子のみが相続権を認められるという、従来のイスラエル相続法の慣例に強い異議を申し立て、女性である娘たちにも、男性に認められているのと同様の相続権を与えて欲しいと迫ったものであった。

注

- 1) 例えば、Philip J. Budd, *Word Biblical Commentary : Numbers*, Word Books, 1984, [以下、Budd, *Numbers* と略す], p. 299.
- 2) 創世記41章45節
- 3) 創世記41章51節
- 4) ヨシュア記17章3節
- 5) ²⁸ヨセフの子孫。その氏族に従うと、マナセとエフライム。²⁹マナセの子孫であるマキルとマキルの氏族。マキルにはギレアドが生まれた。そのギレアドとギレアドの氏族。³⁰ギレアドの子孫は、イエゼルとイエゼルの氏族、ヘレクとヘレクの氏族、³¹アスリエルとアスリエルの氏族、シケムとシケムの氏族、³²シェミダとシェミダの氏族、ヘフェルとヘフェルの氏族。³³ヘフェルの子ツェロフハドには息子がなく、娘だけであった。ツェロフハドの娘の名は、マフラ、ノア、ホグラ、ミルカ、ティルツアであった。³⁴以上がマナセの諸氏族であり、登録された者は五万二千七百人。
- ³⁵エフライムの子孫は、その氏族に従うと次のとおりである。シュテラとシュテラの氏族、ベケルとベケルの氏族、タハンとタハンの氏族。³⁶シュテラの子孫であるエランとエランの氏族。³⁷以上がエフライムの子孫の諸氏族であり、

登録された者は三万二千五百人。

以上が、ヨセフの子孫で、その氏族に従つたものである。

- 6) 歴代誌上 7 章15節にも「ツェロフハドには娘たちがあった。」と名前は挙げられていないけれども言及されている。
- 7) Timothy R. Ashley, *The Book of Numbers* (The New international commentary on the Old Testament), Eerdmans, 1993 [以下、Ashley, *Numbers* と略す] , p. 537 ; Budd, *Numbers*, p. 300 ; George B. Gray, *A Critical and Exegetical Commentary on Numbers*, the International Critical Commentary, T. & T. Clark, Latest impression 1986, [以下、Grey, *Numbers* と略す] , p. 398 ; John Sturdy, *Numbers*, the Cambridge Bible Commentary on the New English Bible, Cambridge U. P., 1976, [以下、Sturdy, *Numbers* と略す] , p. 194.
- 8) 例えば、BDB, p. 123 を参照せよ。
- 9) Zecharia Kallai, *Historical Geography of the Bible*, The Magnes Press, The Hebrew University, 1986, pp. 54-56.
- 10) Budd, *Numbers*, p. 300.
- 11) Ashley, *Numbers*, p. 537.
- 12) 列王記 上14章17節；15章21節、33節；16章 6 節、 8 節、 9 節、 15 節、 17 節、 23 節；列王記下15章14節、16節。
- 13) Ashley, *Numbers*, p. 537 ; Budd, *Numbers*, p. 300.等参照。
- 14) アハロニ／アヴィ・ヨナ著 池田 裕訳『マクミラン聖書歴史地図』原書房（1988年）87ページ。
- 15) Budd, *Numbers*, p. 300.
- 16) Budd, *Numbers*, p. 300 ; Study, *Numbers*, p.194.
- 17) 26章33節では、ツェロフハドの娘たちの名前は、町や氏族の名称であり、そのように意図されたが、27章では、著者の法的論点を提供するために、意図的に再解釈されたとしている (Sturdy, *Numbers*, p. 194.)
- 18) 民数記27章 2 節
- 19) 『旧約 新約 聖書大事典』教文館（1989年）1111ページ参照。

- 20) 出エジプト記19章9節参照
- 21) 出エジプト記33章9節；民数記11章28節；申命記31章14節
- 22) 出エジプト記33章11節
- 23) 出エジプト記33章11節；民数記12章5節；申命記31章15節
- 24) 他に、民数記11章16～17節、24～30節、12章1～16節、申命記31章14～15節等の「臨在の幕屋」が言及される記事から、主がそこにおいて、民の苦情・相談や伺いに対して、モーセを通して判断・判決を下されたことが示されている。
- 25) 民数記26章65節
- 26) 民数記27章3節の陳述は、思考の筋道を中断するので、おそらく付加的であろうと言う。(Martin Noth, tr. by James D. Martin, *Numbers : A Commentary*, SCM Press, 1968 [以下、Noth, *Numbers* と略す], p. 211.)
- 27) 「旧約 新約 聖書大事典」教文館(1989年) 482ページ
- 28) 民数記16章3節
- 29) 民数記16章13～14節
- 30) 民数記16章30～31節
- 31) 民数記16章35節
- 32) McKenzie, *Dictionary of the Bible*, Collier Books, 1965, pp. 175-176.
- 33) J. Weingreen, *The Case of the Daughters of Zelophechad*, VT 16, 1966, p. 521.
- 34) Z. Ben-Barak, *Inheritance by Daughters in the Ancient Near East*, JSS, 25, 1980, pp. 22-23.
- 35) 申命記21章15～17節
- 36) 創世記24章61節；29章24節、29節；士師記1章13～15節；列王記上9章16節；トビト記10章10節
- 37) Gordon J. Wenham, *Numbers* (The Tyndale Old Testament Commentaries), Inter-Varsity Press, 1981 [以下、Wenham, *Numbers* と略す], p. 192.
- 38) 赤井「兄弟の妻を娶ること」聖泉人文・社会科学論集7号(1991年) 11ページ。

3. 神の裁決を仰ぐこと

前節で見たように、ツェロフハドの娘たちは、臨在の幕屋に出掛けて行って、自分たちにも相続権を認めてもらいたいとの申し出を民の指導者たちの前で行なった。第2節第3款で明らかにしたように、実際に申し出がなされたのは「指導者および共同体全体」に対してであったと推定されるのであるが、民数記27章の記事によれば、「モーセと祭司エルアザル」も娘たちの申し出を聞いたことになっている。それは、この物語に権威づけの意味合いを込めて彼らを登場させたと考えられる。とりわけ、モーセは、第2節第2款で考察してきたごとく、主との間には特別の関係があり、主はその裁決をモーセの口を通して民に語られることになっていたので、時代的背景を考慮すれば、モーセがここに登場することは理解に苦しむところであるが、民数記の著者はあえて登場させたのであろう¹⁾。

ともかく、会衆とその権力者たちの前に提起された事案が、従来与えられた律法を基礎としては解決することができない前例のないものであったので、モーセは問題を主の前に提起した²⁾。なぜなら、主は律法の最高の審判者であるのみならず、その拠り所でもあると考えられていたからである。それに応答する主からの言葉・託宣によって解決が得られた³⁾。

民数記27章1～11節のツェロフハドの娘たちのケースについての記事は、旧約聖書における判例法・事例法形成のプロセスを明らかにしていくという観点から極めて興味深いものである。すなわち、それは聖書の中の多くの律法がどのように制定されたかを示している。前に先例のない問題が起こったときに、問題はモーセに照会され、モーセは主の裁決を求めた。与えられた裁決は、その後の類似のケースに対する先例となつた⁴⁾。旧約聖書における判例法の多くは同じようにして出来たらしい。

ところでこのように、モーセのところに解決を求めて持ち込まれた諸問題について、モーセは一人で判断を下さず、神の裁決に判断を委ねた

とされている⁵⁾。このような事例は聖書にいくつか報告されている。

①【レビ記24章10~23節】

¹⁰イスラエルの人々の間に、イスラエル人を母とし、エジプト人を父に持つ男がいた。この男が宿営において、一人の生粋のイスラエル人と争った。¹¹イスラエル人を母に持つこの男が主の御名を口にして冒瀆した。人々は彼をモーセのところに連行した。母の名はシェロミトといい、ダン族のディブリの娘であった。¹²人々は彼を留置して、主御自身の判断が示されるのを待った。

¹³主はモーセに仰せになった。

¹⁴冒瀆した男を宿営の外に連れ出し、冒瀆の言葉を聞いた者全員が手を男の頭に置いてから、共同体全体が彼を石で打ち殺す。¹⁵あなたはイスラエルの人々に告げなさい。

神を冒瀆する者はだれでも、その罪を負う。¹⁶主の御名を呪う者は死刑に処せられる。共同体全体が彼を石で打ち殺す。神の御名を呪うならば、寄留する者も土地に生まれた者も同じく、死刑に処せられる。

¹⁷人を打ち殺した者はだれであっても、必ず死刑に処せられる。¹⁸家畜を打ち殺す者は、その償いをする。命には命をもって償う。¹⁹人に傷害を加えた者は、それと同一の傷害を受けねばならない。²⁰骨折には骨折を、目には目を、歯には歯をもって人に与えたと同じ傷害を受けねばならない。²¹家畜を打ち殺す者は、それを償うことができるが、人を打ち殺す者は死刑に処せられる。²²あなたたちに対する刑罰は寄留する者にも土地に生まれた者にも同様に適用される。わたしはあなたたちの神、主である。

²³モーセがイスラエルの人々に告げ終えると、彼らは神を冒瀆した男を宿営の外に連れ出して石で打ち殺した。イスラエルの人々は主がモーセに命じられたとおりに行った。

②【民数記9章4～14節】

⁴モーセはイスラエルの人々に過越祭を祝うように命じた。⁵彼らは第一の月の十四日の夕暮れに、シナイの荒れ野で過越祭を祝った。イスラエルの人々は、すべて主がモーセに命じられたとおりに祝った。⁶しかし、人の死体に触れて汚れた者たちがいて、彼らは、その日に過越祭を祝うことができなかった。彼らはその日、モーセとアロンの前にやって来て、⁷言った。「わたしたちは死体に触れて汚れていますが、イスラエルの人々の間で、なぜこの定めの時に、主に献げ物をささげることから除外されなくてはいけないのでしょうか。」

⁸モーセは彼らに言った。「待ちなさい。主があなたたちに何とお命じになるか聞いてみよう。」

⁹主はモーセに仰せになった。

¹⁰イスラエルの人々に言いなさい。

あなたたち、もしくはあなたの子孫のうちで、死体に触れて汚れている者、あるいは遠く旅に出ている者も、主の過越祭を祝うことができる。¹¹第二の月の十四日の夕暮れにそれを祝い、酵母を入れないパンと苦菜を添えてそのいけにえを食べなさい。¹²翌朝まで少しも残してはならない。いけにえの骨を折ってはならない。すべては過越祭の揃に従って行わねばならない。¹³汚れているのでもなく、旅に出ているのでもなく過越祭を祝わない者があれば、その者は自分の民から断たれる。なぜなら、彼は定めの時に主に献げ物をささげなかつたからである。その罪を自分で負わねばならない。

¹⁴あなたたちのもとに寄留する者が、主のために過越祭を祝おうとするならば、過越祭の揃と法に従って祝わねばならない。この揃は寄留者に対しても、その土地に生まれた者に対しても、あなたたちに等しく適用される。

③【民数記15章32～36節】

³²イスラエルの人々が荒れ野にいたときのこと、ある男が安息日に薪を拾い集めているところを見つけられた。³³見つけた人々は、彼をモーセとアロンおよび共同体全体のもとに連れて来たが、³⁴どうすべきか、示しが与えられていなかったので、留置しておいた。³⁵主はモーセに言われた。「その男は必ず死刑に処せられる。共同体全体が宿営の外で彼を石で打ち殺さねばならない。」³⁶共同体全体は、主がモーセに命じられたとおり、彼を宿営の外に連れ出して石で打ち殺したので、彼は死んだ。

①の事例は、「神の御名を冒瀆する者に対する処置」について指示が、②の事例は、「人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方」についての指示が、③の事例は、「安息日違反者の処置」について指示が与えられている。これら①～③の記事に加え、④民数記27章1～11節の法物語を総合的に考察すると、これらには以下に提示されるような共通な文学形式に従って構築されているという⁶⁾。

- (1)身元確認ないし個人の家系を明らかにする
- (2)その人が前に進み出る
- (3)モーセ、ならびに会衆あるいは祭司の前に立つ
- (4)事件・ケースを申し述べる
- (5)事件・ケースは主の前に持ち出される＝神託を仰ぐ・伺いを立てる
- (6)結論・裁決が与えられる
- (7)「イスラエルの人々にこう告げなさい」という決まり文句・慣用表現で総括される
- (8)「もし、ある人が…ならば…」という決疑論的形式でそれが配列される

以下に、これらの記事を項目に従って比較してみる。

(1)身元確認ないし個人の家系を明らかにする

①レビ24:10～11 ②民 9：6 ③民15:32 ④民27: 1

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツェロフハドの娘たちの申し出
イスラエルの人々の間に、イスラエル人を母とし、エジプト人を父に持つ男がいた。この男が宿営において、一人の生粋のイスラエル人と争った。イスラエル人を母に持つこの男が主の御名を口にして冒瀆した。人々は彼をモーセのところに連行した。母の名はシェロミトといい、ダン族のディブリの娘であった。	しかし、人の死体に触れて汚れた者たちがいて、彼らは、その日に過越祭を祝うことができなかった。彼らはその日、モーセとアロンの前にやって来て、	イスラエルの人々が荒れ野にいたときのこと、ある男が安息日に薪を拾い集めているところを見つけられた。	ヨセフの子マナセの一族であるヘフェルの子ツェロフハドの娘たちが進み出た。娘たちの名はマフラ、ノア、ホグラ、ミルカ、ティルツアといい、その祖父ヘフェルはギレアドの子、ギレアドはマキルの子、マキルはマナセの子であった。

(2)その人が前に進み出る

①レビ24:11 ②民 9：6 ③民15:33 ④民27: 1 a

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツェロフハドの娘たちの申し出
イスラエル人を母に持つこの男が主の御名を口にして冒瀆した。人々は彼をモーセのところに連行した。母の名はシェロミトといい、ダン族のディブリの娘であった。	しかし、人の死体に触れて汚れた者たちがいて、彼らは、その日に過越祭を祝うことができなかった。彼らはその日、モーセとアロンの前にやって来て、	見つけた人々は、彼をモーセとアロンおよび共同体全体のもとに連れて来たが、	ヨセフの子マナセの一族であるヘフェルの子ツェロフハドの娘たちが進み出た。

(3)モーセ、ならびに会衆あるいは祭司の前に立つ

①レビ24:11 ②民9:6 ③民15:33 ④民27:2

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツエロフハドの娘たちの申し出
イスラエル人を母に持つこの男が主の御名を口にして冒瀆した。人々は彼をモーセのところに連行した。母の名はシェロミトといい、ダン族のディブリの娘であった。	しかし、人の死体に触れて汚れた者たちがいて、彼らは、その日に過越祭を祝うことができなかった。彼らはその日、モーセとアロンの前にやって来て、	見つけた人々は、彼をモーセとアロンおよび共同体全体のもとに連れて來たが、	娘たちは、臨在の幕屋の入り口にいるモーセと祭司エルアザル、指導者および共同体全体の前に立つて言った。

(4)事件・ケースを申し述べる

①レビ24:11 ②民9:7 ③民15:33 ④民27:3～4

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツエロフハドの娘たちの申し出
イスラエル人を母に持つこの男が主の御名を口にして冒瀆した。人々は彼をモーセのところに連行した。母の名はシェロミトといい、ダン族のディブリの娘であった。	言った。「わたしたちは死体に触れて汚れていますが、イスラエルの人々の間で、なぜこの定めの時に、主に献げ物をささげることから除外されなくてはいけないのでしょうか。」	見つけた人々は、彼をモーセとアロンおよび共同体全体のもとに連れて來たが、	「わたしたちの父は荒れ野で死にましたが、主に逆らって集まつた仲間、あのコラの仲間に加わりませんでした。彼は自分の罪のゆえに死に、男の子はありませんでした。男の子がないからといって、どうして父の名がその氏族の中から削られてよいでしょうか。父の兄弟たちと同じように、わたしたちにも所有地をください。」

(5)事件・ケースは主の前に持ち出される=神託を仰ぐ・伺いを立てる

①レビ24:12 ②民9:8 ③民15:34 ④民27:5

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツエロフハドの娘たちの申し出
人々は彼を留置して、主御自身の判決が示されるのを待った。	モーセは彼らに言った。「待ちなさい。主があなたたちに何とお命じになるか聞いてみよう。」	どうすべきか、示しが与えられていなかったので、留置しておいた。	モーセが娘たちの訴えを主の御前に持ち出すと、

(6)結論・裁決が与えられる

①レビ24:13～14 ②民9:9 ③民15:35 ④民27:6～7

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツエロフハドの娘たちの申し出
主はモーセに仰せになった。冒瀆した男を宿営の外に連れ出し、冒瀆の言葉を聞いた者全員が手を男の頭に置いてから、共同体全体が彼を石で打ち殺す。	主はモーセに仰せになった。	主はモーセに言われた。「その男は必ず死刑に処せられる。共同体全体が宿営の外で彼を石で打ち殺さねばならない。」	主はモーセに言われた。「ツエロフハドの娘たちの言い分は正しい。あなたは、必ず娘たちに、その父の兄弟たちと同じように、嗣業としての所有地を与えねばならない。娘たちにその父の嗣業の土地を渡しなさい。」

(7) 「イスラエルの人々にこう告げなさい」という決まり文句・慣用表現で総括される

①レビ24:15 ②民9:10 ③ ④民27:8

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツェロフハドの娘たちの申し出
あなたはイスラエルの人々に告げなさい。神を冒瀆する者はだれでも、その罪を負う。	イスラエルの人々に言いなさい。あなたたち、もしくはあなたたちの子孫のうちで、死体に触れて汚れている者、あるいは遠く旅に出ている者も、主の過越祭を祝うことができる。	〔該当なし〕	あなたはイスラエルの人々にこう告げなさい。ある人が死に、男の子がないならば、その嗣業の土地を娘に渡しなさい。

(8) 「もし、ある人が…ならば…」という決疑論的形式でそれが配列される

る

①レビ24:16 ② ③ ④民27:9～11

神の御名を冒瀆する者に対する処置	人の死体に触れて汚れた者の過越祭の祝い方	安息日違反者の処置	ツェロフハドの娘たちの申し出
主の御名を呪う者は死刑に処せられる。共同体全体が彼を石で打ち殺す。神の御名を呪うならば、寄留する者も土地に生まれた者も同じく、死刑に処せられる。	〔該当なし〕	〔該当なし〕	もし、娘もいない場合には、嗣業の土地をその人の兄弟に与えなさい。もし、兄弟もない場合には、嗣業の土地をその人の父の兄弟に与えなさい。父の兄弟もない場合には、嗣業の土地を氏族の中で最も近い親族に与えて、それを継がせなさい。主がモーセに命じられたとおり、イスラエルの人々はこれを法の定めとしなさい。」

以上のように、四つの法物語の全ての記事は、Milgrom が提案するあらゆる項目に該当しているわけではない。しかしながら一般的傾向として、Milgrom の仮説は妥当しているように思われる。

注

- 1) 祭司エレアザルが登場しているのは、民数記27章1～11節が「P」資料に基づいていることからなされた付加と思われる。
- 2) 主がモーセと語らった方法については具体的に述べられていないが、Ashley は、民数記12章8節をそれについての一般的陳述として指摘することが出来るとしている (Ashley, *Numbers*, p. 546.)。また、出エジプト記33章11節も考慮に入れておくべきだろう。
- 3) しかし、神の裁決は、女性相続人が部族外の者と結婚する問題を扱わなかった。それは、土地を様々な氏族や部族の中に保っておくという規定の目的を帳消しにするものであった。それゆえ、それは民数記36章で修正されねばならなかつた (Ashley, *Numbers*, p. 542.)。
- 4) Wenham, *Numbers*, p. 192. なお、Weingreen は、モーセ五書に保存された律法は、古代イスラエルにおいて有効であった律法の体系から選び取られた若干の項目にしか過ぎないと推定することは合理的であろうと論じ、モーセ五書に直接規定されていないけれども、古代イスラエルにおいて有効であったと推定される規定を以下のように挙げている。
 - (1) 背信の罪ありとせられた者の財産の強制没収に関する規定：これは、民数記27章1～11節と列王記上21章1～16節より推定。
 - (2) 戦争の略奪品を戦闘員のみならず、非戦闘員にも配分するダビデの軍事規律：これは、サムエル記上30章24～25節より推定。
 - (3) 安息日に荷物を運ぶことを禁ずる規定：これは、エレミヤ書17章21～22節より推定。

(J. Weingreen, *The Case of the Daughters of Zerophechad*, *VT*. 16, 1966, pp. 518-522.)

- 5) モーセが持ち込まれた問題に対して即座に判断し解答を与えていない理由について、(1)モーセがその問題に対して無知であったとする説、(2)モーセの罪に対する罰が示されていると見る説、(3)モーセの謙遜のしるしが示されているとする説、(4)将来の裁判官が不確かである場合に良き例を示していると見る説などがあったという (Budd, *Numbers*, p. 302.) 。
- 6) Milgrom, *Numbers*, p. 230.

4. 相続順位をめぐって

ツェロフハドの娘たちの言い分は、主によって承認され、父の嗣業の土地が彼女たちにも相続分として与えられることになった。民数記27章8～11節を検討していくと、旧約聖書の示す相続の順位は次のようになる¹⁾。

- ①ある人が死んだら、その人の嗣業の土地・遺産は息子に与えられる(8節)。
- ②もし、男の子がない場合には、娘が相続する(8節)。
- ③もし、娘もいない場合には、故人の兄弟が相続する(9節)。
- ④もし、兄弟もいない場合には、故人の父の兄弟＝伯叔父が相続する(10節)。
- ⑤もし、父の兄弟もいない場合には、氏族の中で最も近い親族が相続する(11節)。

ここに示されたように、相続の問題が発生したならば、①～⑤の順で、そこに登場する当事者が故人の遺産を相続することになるとされている。

ところで、この相続順位に登場する親族の人々については、娘という例外を除き、ヨベルの年の土地の買い戻しという異なったケースを扱ったレビ記25章48～49節に見られる。すなわち、

【レビ記25章48～49節】

⁴⁸身売りをした後でも、その人は買い戻しの権利を保有する。その人

の兄弟はだれでもその人を買い戻すことができる。⁴⁹おじとかいとも買い戻すことができる。その人の一族の血縁の者も買い戻すことができる。その人が自分でその力を持つようになったときには、自分自身を買い戻すことができる。

かくして、民数記に示された一般的順序は、娘を別にして、たぶん伝統的なものであったろうと思われる²⁾。

ところで、このようにして確定された相続順位であったが、決して万全のものではなかった。というのは、聖書それ自体が、27章の相続法は包括的でなかったことを証明している。すなわち、民数記36章は、ツェロフハドの遺産の彼の娘たちへの割り当てに関して、氏族の指導者たちによる異議申し立てがなされたことを書き添えているからである。また、律法のミシュナー的定式化³⁾といえども、その非常に多くのかつ極めて重大な欠陥を示しているという⁴⁾。

【ミシュナー「バーバー・バトゥラ」8章1～2節】

相続するし、遺贈もする者たちがいる。相続するが、遺贈しない者たちがいる。相続しないが、遺贈する者たちがいる。相続しないし、遺贈もしない者たちがいる。相続するし、遺贈もする者たちは、以下の如し。すなわち、息子たちに対する父親⁽¹⁾。父親に対する息子たち⁽²⁾。および同じ父親〔であるが別の母親〕から生まれた兄弟たち⁽³⁾。〔お互に對して〕相続するし、〔お互に〕遺贈もする。その母に対する男（息子）。その妻に対する男（夫）⁽⁴⁾。および姉妹たちの息子たち⁽⁵⁾は相続するが、〔お互に〕遺贈しない。その息子たちに対する婦人（母親）。その夫に対する夫人（妻）。および母の兄弟たちは遺贈するが、〔お互に〕相続しない。同じ母親〔であるが別の父親〕から生まれた兄弟たちは、〔お互に〕相続しないし、〔お互に〕〔財産を〕遺贈しない⁽⁶⁾。

相続の順位は以下の如し。「ある人が死に、男の子がないならば、そ

の嗣業の土地を娘に渡しなさい。⁽⁷⁾ 息子は、娘より優先権がある。また、息子のすべての子孫は、娘より優先権がある。娘たちは〈故人の〉[生存する]兄弟たちより優先権がある。娘の子孫は、〈故人の〉兄弟たちより優先権がある。[故人の]兄弟たちは、父の兄弟たちより優先権がある。兄弟たちの子孫は、父の兄弟たちより優先権がある。これが支配的原則[一般的規則]である。相続において優先権がある者は誰でも、彼の子孫も[また]優先権がある。[もし誰も故人の直系の子孫でないならば]父親は[父親の]すべての子孫より優先権がある⁽⁸⁾。

(1)もしある人が遺言を残さなかったならば、彼の財産は彼の子供たちに渡される。

(2)もし子供たちが子孫を残さずに死んだならば、無遺言の彼らの財産はその父親に渡される。

(3)もし一人の兄弟が子孫を残さずに死に、父親も死んでいるならば、生き残っている兄弟たちが彼の財産を分ける。

(4)婦人が血統によるその息子を相続できず、また夫人が血統によるその夫を相続できない理由については次のミシュナを参照せよ。

(5)男あるいは女は血統による彼の母を相続するかも知れないが、男が彼の姉妹の子供たちを相続することは不可能である。

(6)彼らは一人の父親の子たちではないから、一人が相続人なしで死んだとしても、彼女は決してその息子を相続しない。彼女のほかの息子は結果として、彼女を通して相続できない。

(7)民数記27章8節

(8)もし甲が遺言なしで死んだならば、もし生きているならば彼の息子たちが、さもなければその息子たちが相続人である。もし孫たちに息子たちがいないならば、彼ら(孫たち)の娘たちが女性相続人である。しかし、もしそのような孫娘たちがいないならば、甲の娘たちが女性相続人となる。そしてこれらの者が死んでいるときには、彼らの息子たちが相続人である。あるいはもし誰もいないうならば、彼らの娘たちが女性相続人である。もし甲が子供なくして死んだな

らば、彼の財産は彼の父親乙に渡され、乙が死んだならばその財産は、乙の子孫に（甲について述べた如き順序と優先権に従って）渡される。もし乙も又子孫がいないならば、彼の父丙（すなわち、甲の祖父）が相続人となる。そして彼の死に伴い、相続財産は再び上に述べたところに従って譲渡される。

それゆえ、例えば、①もし、遺贈者が（息子は先に死んで）孫だけをあとに残しているならばどうなるのか。②もし、彼の二人の息子のうちの一人が先に死に、二人の息子をあとに残しているならばどうなるのか。③同じ場合に、もし死んだ息子が男の子と女の子をあとに残しており、男の子が子供を残さないで死んだならばどうなるのか。このような律法の欠缺・間隙をつくようなこれらの問題について、ラビたちは完全な一貫性のある父方の規則を適用することによって問題に取り組み、決定を下している。すなわち、「相続において優先権がある者は誰でも、彼の子孫もまた優先権がある」⁶⁾。かくして、遺贈者の孫は、遺贈者の息子がそうであるように彼を相続する（ケース①）。生き残っている息子が半分を受け取り、二人の孫が残りの半分を分ける（ケース②）。生き残っている孫娘が、彼女の父の遺産の全てを相続する（ケース③）。遺贈者が子孫を残している限り、彼の兄弟たちは彼を相続しない。

このラビの裁決の堅実な先例は、生き残った息子と故人の兄弟たちとの間の特権争いのケースであるサムエル記下14章4～11節に見出すことが出来る。すなわち、

【サムエル記下14章4～11節】

⁴テコアの女は王の前に出ると、地にひれ伏して礼をし、「王様、お救いください」と言った。⁵「どうしたのだ」と王が尋ねると、彼女は言った。「わたしは実はやもめでございます。夫は亡くなりました。⁶はしためには二人の息子がおりました。ところが二人は畑でいさかいを起こし、間に入って助けてくれる者もなく、一人がもう一人を打ち殺し

てしまいました。⁷その上、一族の者が皆、このはしためを責めて、『兄弟殺しを引き渡せ。殺した兄弟の命の償いに彼を殺し、跡継ぎも断とう』と申すのです。はしために残された火種を消し、夫の名も跡継ぎも地上に残させまいとしています。」⁸王は女に言った。「家に帰るがよい。お前のために命令を出そう。」⁹テコアの女は王に言った。「主君である王様、責めは、わたしとわたしの父の家にございます。王様も王座も責めを負ってはなりません。」¹⁰王は言った。「お前にあれこれ言う者がいたら、わたしのもとに連れて来なさい。その者がお前を煩わすことは二度とない。」¹¹彼女は言った。「王様、どうかあなたの神、主に心をお留めください。血の復讐をする者が殺戮を繰り返すことのありませんように。彼らがわたしの息子を断ち滅ぼしませんように。」王は答えた。「主は生きておらえる。お前の息子の髪の毛一本たりとも地に落ちることはない。」

この箇所では、息子は殺人の罪を犯し、彼のおじたちは遺産を相続することに固執し、彼の処刑をせき立てている。しかしながら、ダビデ王は、神聖な死刑の無効を宣告し、故人が「名も跡継ぎも地上に残せ」なくなることのないように息子を助命している。

もし、遺贈者が娘と（死んだ息子の）孫娘を残したならばどうか。ラビの論理は、孫娘が全てを相続すると命じている。それに対して、サドカイ派は異議を申し立てている。「もし、私の（死んだ）息子の娘——彼女は私の息子を代理する——が私を相続するならば、私を代理する私の娘が私を相続しないのか」⁶⁾。

「法の定め」**הֻקָּת מִשְׁפָּט** [huqqat mishpat] の語は、権威的な制定法あるいは法の支配を描写するために、ここの民数記27章11節と、（逃れの町について）「これらは、あなたたちがどこに住もうとも、代々にわたって守るべき法の定めとせねばならない。」と述べられた民数記35章29節においてのみ用いられている⁷⁾。

ところで、このイスラエルの相続を支配する「法の定め」の正確な日付を決めるのは困難である。何人かの学者は、その部分は明らかに「P」資料からの引用である故に、遅い時期のものと考えている。別の学者の意見は、「P」資料の一部であるケースそれ自体と、古い伝統的法資料から成る律法を区別している。そして、「生活の座」*Sitz im Leben* は、王政時代以前を示唆しているとしている⁸⁾。

現行法それ自身ならびにそこに導入されたやり方は、娘たちの相続する権利が記者〔P〕の時代には遠い昔の習慣ではなかったということを示している。そのような権利が存在したという痕跡は、バビロン捕囚以前の時代には見当らない。また申命記が息子のみを相続人として認めていたこと⁹⁾、また、相続権を娘たちにまで拡大することによってここで得ようとしたのと同じ目的を達成するためのレビィレート婚という古代の慣習を規定しているという事実から、遅くとも紀元前7世紀の終わりまでは、まだ娘たちの相続権が知られていなかつたと、合理的に推論され得る。しかし、レビィレート婚の慣習がこの律法の著者に知られていなかつたはずはない。それゆえ、彼がそれに対して何の斟酌もしていないという事実は、もしかすると彼はそのタイプの婚姻に不賛成である¹⁰⁾という表明をしているのかもしれないと推測される¹¹⁾。

注

- 1) 8～11節において、この特別の先例は、一般的規定に作られている (Ashley, *Numbers*, p. 546.)。
- 2) Ashley, *Numbers*, p. 543.
- 3) 例えば、ミシュナー「バーバー・バトゥラ」8章1～2節。以下の試訳は、Jacob Neusner, *The Mishnah : A New Translation*, Yale UP., 1988, p. 574 を基本とし、Herbert Danby, *The Mishnah*, Oxford U. P., 1933, p. 376.を、また、注は、Philip Blackman, *Mishnayoth*, vol. 4, Order Nezikin, Judaica Press, 1983., pp. 207-8.を参照した。

- 4) Milgrom, *Numbers*, p. 483.
- 5) ミシュナー「バーバー・バトウラ」8章2節。上注(4)参照。
- 6) バビロニア・タルムード「バーバー・バトウラ」115 b~116 a.以上、Milgrom, *Numbers*, p. 483.
- 7) Ashley, *Numbers*, p. 546.
- 8) Ben-Barac, op. cit., p. 27.
- 9) 21章15節以下；25章5～10節参照。
- 10) レビ記18章16節；20章21節参照。
- 11) 以上、Gray, *Numbers*, pp. 397～398.

5. 相続した娘たちの結婚をめぐって

前節までに考察してきたように、民数記27章1～11節においては、ツエロフハドの娘たちが、父に息子がないから父の名前が削られてしまうという論法で、父に男の子がない場合には、娘たちにも相続権を認めるように申し立て、娘たちが父の遺産を相続することが許されたのであった。ところが、その時点ではどうやらツエロフハドの娘たちは全員未婚であったようで、その娘たちが結婚する場合にどうすべきかという問題については考慮していなかった¹⁾。しかし、やがてその娘たちが結婚することになると、ツエロフハドの属するマナセ族にとって大変重要な問題が持ち上がることになるというので、「マナセの孫で、マキルの子であるギレアドの子孫の家長たち」²⁾がモーセに陳情し、民数記27章において裁定された律法を修正する新しい裁定がなされることになった。

以下には、まず民数記27章1～11節の続き・補遺とも言うべき民数記36章の「法物語」の記事を紹介し、(1)家長たちの申し立ての根拠をめぐって、(2)モーセの役割について、(3)娘たちの結婚をめぐっての順で考察を加えていく。

【民数記36章 1節～13節】

¹ヨセフの子孫の氏族のうち、マナセの孫で、マキルの子であるギレアドの子孫の家長たちが進み出て、モーセとイスラエルの人々の家長である指導者たちに訴えた。

²「主はくじにより、土地を嗣業の土地としてイスラエルの人々に与えるように、わが主よ、あなたにお命じになり、わが主は、わたしたちの親族ツェロフハドの嗣業の土地をその娘たちに与えるように、主から命じられました。³もしその娘たちが他の部族のイスラエル人のだれかと結婚するとしますと、娘たちの嗣業の土地はわたしたちの先祖の嗣業の土地から削られ、嫁いだ先の部族の嗣業の土地に加えられることになります。それは、くじによって割り当てられたわたしたちの嗣業の土地から削られてしまいます。⁴イスラエルの人々にヨベルの年が訪れると、娘たちの嗣業の土地は嫁いだ先の部族の嗣業の土地に加えられ、その娘たちの嗣業の土地はわたしたちの父祖以来の部族の嗣業の土地から削られてしまいます。」

⁵モーセは、主の命令に従ってイスラエルの人々に命じた。

「ヨセフの子孫の部族の言うところはもっともある。⁶ツェロフハドの娘たちについて、主がお命じになったことはこうである。娘たちは自分を気に入ってくれた男と結婚してよい。ただ、父方の部族の一族の者とだけ結婚できる。⁷イスラエルの人々の嗣業の土地が一つの部族から他の部族に移ることはなく、イスラエルの人々はそれぞれ、父祖以来の部族の嗣業の土地を固く守っていかなければならぬ。⁸イスラエルの人々の諸部族の中で、嗣業の土地を相続している娘はだれでも、父方の部族の一族の男と結婚しなければならない。それにより、イスラエルの人々はそれぞれ、父祖伝来の嗣業の土地を相続することができる。⁹嗣業の土地が一つの部族から他の部族に移ることはないであろう。イスラエルの人々の諸部族はそれぞれ、自分の嗣業の土地を固く守ることができよう。」

¹⁰ツェロフハド家の娘たちは、主がモーセに命じられたとおりにした。¹¹ツェロフハドの娘たち、マフラ、ティルツア、ホグラ、ミルカ、およびノアは、おじの息子たちと結婚した。¹²彼女たちがヨセフの子マナセを祖とする氏族の者と結婚したので、その嗣業の土地は、父の一族の属する部族に残った。

¹³以上は、エリコに近いヨルダン川の対岸にあるモアブの平野で、主がモーセを通してイスラエルの人々に命じられた命令と法である。

(1)家長たちの申し立ての根拠をめぐって

ギレアドの子孫の家長たちの申し立ては、ツェロフハドの娘たちが嗣業の土地を相続することによって、もし彼女たちが別の部族に嫁ぐならば、相続した土地は夫ならびに夫の部族の所有に帰し、したがってマナセ族に割り当てられた部族領土が減少するという趣旨の説明である。彼らはその請求を、イスラエル人の間では土地はくじによって分配されるべきであるという主の命令に基づかせていた。すなわち、「主はくじにより、土地を嗣業の土地としてイスラエルの人々に与えるように、わが主よ、あなたにお命じになり」ましたという36章2節前半は、

【民数記26章55～56節】

「ただし、土地はくじによって分配され、父祖以来の諸部族の名に従つて継がれねばならない。嗣業の土地は、人数の多い部族と少ない部族の間で、くじの定めるところに従つて分配されねばならない。」

ならびに

【民数記33章54節】

「氏族ごとに、くじを引いて、その土地を嗣業として受け継がせなさい。人数の多いものにはその嗣業の土地を多くし、少ないものには嗣業の土地を少なくしなさい。くじの当たったところがその所有となる。あなたたちの父祖以来の部族ごとに嗣業の土地を受け継がせなさい。」

の記述に基づいていると考えられる。

こうしたギレアドの子孫の家長たちの申し立ての中で、4節において「ヨベルの年」への言及がなされている。そもそも「ヨベルの年」については、レビ記25章にその規定がなされている。すなわち、

【レビ記25章 8～17節】

⁸あなたは安息の年を七回、すなわち七年を七度数えなさい。七を七倍した年は四十九年である。⁹その年の第七の月の十日の贖罪日に、雄羊の角笛を鳴り響かせる。あなたたちは国中に角笛を吹き鳴らして、¹⁰この五十年目の年を聖別し、全住民に解放の宣言をする。それが、ヨベルの年である。あなたたちはおのおのその先祖伝来の所有地に帰り、家族のもとに帰る。¹¹五十年目はあなたたちのヨベルの年である。種蒔くことも、休閑中の畠に生じた穀物を収穫することも、手入れせずにおいたぶどう畠の実を集めることもしてはならない。¹²この年は聖なるヨベルの年だからである。あなたたちは野に生じたものを食物とする。

¹³ヨベルの年には、おのおのその所有地の返却を受ける。¹⁴あなたたちが人と土地を売買するときは、互いに損害を与えてはならない。¹⁵あなたはヨベル以来の年数を数えて人から買う。すなわち、その人は残る収穫年数に従ってあなたに売る。¹⁶その年数が多ければそれだけ価格は高くなり、少なければそれだけ安くなる。その人は収穫できる年数によってあなたに売るのである。¹⁷相手に損害を与えてはならない。あなたの神を畏れなさい。わたしはあなたたちの神、主だからである。

ここで明らかなように、「ヨベルの年」とは、7年に一度めぐつてくる「安息の年」が7回めぐつてきた49年目の翌年すなわち50年目の年をいい³⁾、「雄羊の角笛」 **לְבָוֶל** [yovel] を吹き鳴らしてその年の到来が告げられたので「ヨベルの年」という呼び名が付けられたという⁴⁾。

この「ヨベルの年」には下記の三つのことがなされたとして、特徴づけられている。すなわち、①隸属の状態にあった全てのイスラエルの住民に自由が宣言され、家族の元に帰ることが許された（10節）。②土地にも休息が与えられ、従って、種蒔くことも、収穫することも許されなかつた（11節）。③貧困の故に他に売却することを余儀なくされていた父祖伝来の土地が返却され、所有権が回復することになつてゐた（13節）。

さて、以上考察しように、レビ記に記載された規定からは、相続し娘の所有となつた土地を、娘のその後の婚姻により、嫁資として持参したとしても、家長たちが申し立てるよう、それが「ヨベルの年」になつたからといって、嫁いだ先の部族の嗣業の土地に加えられてしまうというような記述は見当らない。もっとも、先に示したように⁵⁾、「モーセの律法」に規定されていないけれども、古代イスラエルにおいて遵守された規定として存在していたのではないか、というように考えることも出来なくはないであろうけれども、「ヨベルの年」の規定がなされているレビ記も、それを引用しているこの民数記も、共にいわゆる「モーセ五書」に含まれており、そのような可能性は否定される⁶⁾。その結果、ギレアドの子孫の家長たちの「ヨベルの年」に関する言及は、不適切であるとしている⁷⁾。

しかしながら、「その娘たちの嗣業の土地はわたしたちの父祖以来の部族の嗣業の土地から削られてしまいます。」と切実に訴えるギレアドの子孫の家長たちの胸中には、

【レビ記25章23節】

「土地を売らねばならないときにも、土地を買い戻す権利を放棄してはならない。土地はわたしのものであり、あなたたちはわたしの土地に寄留し、滞在する者にすぎない。」

という規定があったのではないか。レビ記に定められたこの律法によれ

ば、この原理は、すべての土地は主のものであり、単に使用のためにさまざまな家族に主によって与えられ、それゆえ、人々は譲渡できないという宗教的理論に基づいている⁸⁾。この原理がヘブライ人たちに有していた支配力は、その侵害によって引き起こされた憤りの中に⁹⁾、また、家族内で購入する権利と義務において¹⁰⁾、あるいは、一般的には、たとえ実際には行われなくても、ヨベルの年の理論において最高潮に達した買い戻しの慣習において見ることが出来るとしている¹¹⁾。すなわち、土地は家族、氏族、部族内で保留されるべきであるとされていたのである。また、カナンの永久的所有の約束をしているとされる創世記の記事¹²⁾も念頭にあったことが示唆されている。

(2)モーセの役割について

この民数記36章の記事には、民数記27章5節に見られたような、モーセが神の裁決を仰ぐために問題を主の前に提示したというような記述が欠落している。そして、すぐさま「モーセは、主の命令に従ってイスラエルの人々に命じた」（36章5節前半）とされている。

ここに「主の命令に従って」とあることから、もう一度モーセがツエロフハドのケースに神託を求めたことが暗示されているともいえる。すなわち、モーセは自分だけでは裁定を言い渡すことが出来ないため、明確には述べられていないが、神の裁決を仰ぎ、その結果「主が命じられたことを」人々に告げたのがここでのモーセの役割であったと考えて良いであろう¹³⁾。

(3)娘たちの結婚について

さて、ギレアドの子孫の家長たちの訴えについての主の裁決は、モーセによって「ヨセフの子孫の部族の言うところはもっともある」（36章5節後半）と伝えられた。つまり、ギレアドの子孫の家長たちの言い分は容認されたのである。そうなると、民数記27章1～11節において承

認されたツェロフハドの娘たちへの嗣業の土地の相続は変更されることはないが、彼女たちの身の処し方が問題となってくる。すなわち具体的には、彼女たちの結婚に関しては全くの無条件という訳にはいかなくなるのである。事実、主の裁決は次のようなものであった。「ツェロフハドの娘たちについて、主がお命じになったことはこうである。娘たちは自分を気に入ってくれた男と結婚してよい。ただ、父方の部族の一族の者とだけ結婚できる。」（36章6節）何故そのような裁決が下されたかの理由については、7節に「イスラエルの人々の嗣業の土地が一つの部族から他の部族に移ることではなく、イスラエルの人々はそれぞれ、父祖以来の部族の嗣業の土地を固く守っていかなければならない。」と記され、また本節1款にも言及したように、嗣業の土地は他に譲渡してはならず、家族、氏族、部族内で保留されるべきであるという考えに基づいていた。

ここまででは、ツェロフハドの娘たちの場合に対するいわば個別ケースの裁決が提示されているけれども、8節には、さらにその裁決の一般化・抽象化がなされている。すなわち、ツェロフハドの娘たちの場合のように、男の子がない場合に父の遺産を相続することになる娘がいるならば、その娘は必ず父方の部族の一族の男と結婚することが要請された（8節）。そうすることによって、ギレアドの子孫の家長たちがツェロフハドの娘たちの件で心配したような問題で、その娘の親族が悩むこともなく、父祖伝来の嗣業の土地を固く守っていくことが出来るとしている（9節）。

さて、ツェロフハドの娘たちは、主がモーセに命じられた通り、おじの息子たちと結婚した（10～11節）と記されており、彼女たちの従順な承諾が示されている¹⁴⁾。

ところで、ここに言及されているツェロフハドの娘たちの結婚について、若干気付いたことを述べておきたい。一つは、11節に記述されているツェロフハドの娘たちの名前の順序が、27章1節のそれと比較すると、

ノアとティルツアが入れ替わっているということである¹⁵⁾。もう一つは、ツェロフハドの娘たちの名前は、聖書においてかなり頻繁に出現し、強調されているけれども、その夫たちの名前については全く明らかにされず、匿名であるということである¹⁶⁾。聖書において、父親の名前は明らかであるが、その娘の名前も、結婚相手である夫の名前も明らかでないという事例はいくつかある。例えば、

①【歴代誌上23章22節】

「エルアザルは息子がないまま死んだが、娘たちがいて、彼らの兄弟たち、キシュの子らが彼女たちをめとった。」

②【ネヘミヤ記7章63節】

「また祭司のうちに、ホバヤの一族、ハコツの一族、ギレアド人バルジライの娘の一人をめとったので、その名が由来するバルジライの一族は、」

このように、①のケースではキシュの娘たちの夫の名前が、②のケースではバルジライの娘の夫の名前が匿名である。なお、このうち、①の歴代誌のケースにおいては、キシュの娘たちが、民数記36章のツェロフハドの娘たちの場合と同様、おじの息子たちと結婚していることが注目される。

注

1) Budd, *Numbers*, p. 390.

2) 民数記36章1節。以下本節で引用する場合には、「ギレアドの子孫の家長たち」と表現する。

3) ヨベルの年が49年目毎なのかそれとも50年目毎なのかという周期をめぐる問題については、かつて拙稿「安息年の債務免除とプロスボル」（聖泉人文・社会

科学論集第2号 [1988年] 113～134ページ所収) の121ページ注(2)においてその存在だけを指摘しておいた。現時点での私見では、『聖書新共同訳』「用語解説」の「ヨベルの年」の説明・解説に従って、50年目と考える。すなわち、*The NIV Study Bible*, Zondervan, 1985, p. 179 のレビ記25章10節の注解が指摘するような、最初の年と最後の年を重複して数えることによって49年目を50年目と同一の年と考えるのではなく、7年目の安息年が7回繰り返された49年目とその翌年の50年目の2年連続で休息が与えられることになっていたと考えたい。なお、『旧約 新約 聖書大事典』教文館 (1989年) 1261ページ [「ヨベルの年」の項] に言及されているような負債の免除がヨベルの年に行われたかは不明。安息年とヨベルの年が重複すれば負債の免除がなされ得たかもしれないが、あくまでも負債の免除は安息年に行われるものであった (申命記15章1節並びに上掲拙稿参照)。

- 4) 馬場嘉一編『新聖書大辞典』キリスト新聞社 (1971年) 1473ページ [「ヨベルの年」の項] が指摘している如く、レビ記25章9節で吹き鳴らされた角笛は **יֹכֶל** [yovel] ではなく、**שׁוֹפָר** [shofar] だったので、たしかにヨベルの名称の起源の説明根拠としては妥当でない。
- 5) 本稿第3節の注(4)参照。
- 6) Budd, *Numbers*, p. 389 ; Gray, *Numbers*, p. 478 ; Wenham, *Numbers*, p. 239.
- 7) Noth, *Numbers*, p. 257.
- 8) Gray, *Numbers*, p. 397.
- 9) 例えば列王記上21章の「ナボトのぶどう畑」をめぐる記事参照。
- 10) エレミヤ書32章6～15節
- 11) レビ記25章24～28節参照。以上、Gray, *Numbers*, p. 397.
- 12) 「わたしは、あなたが滞在しているこのカナンのすべての土地を、あなたとの子孫に、永久の所有地として与える。わたしは彼らの神となる。」(創世記17章8節)
- 13) Milgrom, *Numbers*, p. 297.
- 14) Wenham, *Numbers*, p. 239.

- 15) Sturdy, *Numbers*, p. 244. この変更は、単に書き入れる際に順序が入れ替わっただけなのかもしれないが、ひょっとしたら結婚した順に並べられたと想像することも可能かも知れない。
- 16) Milgrom, *Numbers*, p. 298. 彼らの機能は、相続財産を娘たちを通じて故人の男性の子孫に相続財産を伝えることである故に匿名であるという。

6. 結びにかえて

ツェロフハドの娘たちのケースを手掛かりに、古代イスラエルにおける相続法の一側面を考察してきた。特に前節では、民数記36章に記されたツェロフハドの娘たちの結婚をめぐる問題に言及した。ところで、民数記36章に確定された律法に関連して、旧約聖書続編¹⁾に収められた「トビト記」に大変興味深い物語が残されているので最後に紹介して本稿を終わりたい。

この「トビト記」について、講談社版バルバロ訳『聖書』²⁾には、次のような解説がなされている。すなわち、

ニネベに流されていたナフタリ族のトビトという人があった。この人は、信心深い、慈悲のある人だったが、ふとしたことから盲目になった。その親戚のラグエルは、エクバタナというところに住んでいたが、その人にサラという一人娘がいた。このサラは、七度も結婚しようとしたが、結婚第一夜に、七度とも、花婿がアスモダイという悪魔に殺されてしまった。トビトも、サラも、その苦しみのうちから、死を願うほどになる。しかしこの二人の災難、この二人の祈りを、神は大きな喜びに変えられた。こうして神の天使ラファエルがおくられた。ラファエルは、トビトの子トビアをラグエルのところまで連れていき、サラとの結婚を無事にとげさせ、トビトのほうには盲目の目を開ける薬を与える。…

【トビト記 6章10~13節】

¹⁰ メディア地方に入り、エクバタナに近いところまで来たとき、¹¹ ラ

ファエルは、「兄弟トビア」と言った。トビアは、「何でしょうか」と答えた。ラファエルは言った。「今夜はラグエルのところに泊まらなくてはなりません。ラグエルはあなたの親戚に当たり、サラという名の娘がいます。¹²サラ一人のほかに息子も娘もいません。あなたは、彼女の血縁の中でだれよりも、彼女をめとり彼女の父の財産を相続する資格のある者です。この娘は思慮深く、勇氣があり、大変美しく、父親もすばらしい人物です。」¹³ラファエルは言葉を続けた。「あなたには、彼女をめとる資格があるのです。兄弟よ、わたしの言葉に従いなさい。わたしは今夜この娘のことで父親と相談し、あなたと彼女の婚約を取り決めましょう。そしてラゲスから戻ったときに結婚式を挙げるのです。ラグエルは、あなたがだれよりも娘をめとる権利を持っていることを知っているので、娘があなたと結婚するのを妨げたり、他の男に嫁がせたりすることは、決してできないのです。そのようなことをすれば、モーセの書の定めに背いて死に値する罪を犯すことになります。さあ兄弟よ、わたしの言葉に従いなさい。今夜、わたしはこの娘のことで話をし、婚約を取り決めましょう。そしてラゲスから戻ったときに、彼女をもらい受け、わたしたちと一緒に家に連れて帰るのです。」

【トビト記7章1～13節】

¹エクバタナに入ると、トビアはラファエルに言った。「兄弟アザリア、すぐに親族のラグエルのところに連れて行ってください。」そこで、ラファエルは彼をラグエルの家に連れて行った。中庭の戸口のところにラグエルが座っていた。まず彼らがラグエルに挨拶をし、次にラグエルが彼らに言った。「兄弟たちよ、ようこそいらっしゃいました。お元気で何よりです。」そして彼らを家の中に導き入れ、²妻のエドナに言った。「この若者は、わたしの兄弟トビトになんとよく似ていることか。」³エドナは尋ねた。「兄弟がた、あなたがたはどこからいらっしゃったのですか。」二人は答えた。「わたしたちはニネベで捕囚となっているナ

フタリ族の者です。」⁴エドナは更に尋ねた。「あなたがたは、わたしたちの兄弟トビトをご存じですか。」彼らは、「知っています」と答えた。エドナは続けた。「彼は元気でしょうか。」⁵彼らは答えた。「達者で暮らしています。」そしてトビアは付け加えた。「彼はわたしの父です。」⁶するとラグエルは飛び上がり、愛情を込めて口づけをして、涙を流した。⁷ラグエルは言った。「祝福があなたにあるように。あなたの父親はすばらしい人です。施しに励む正しい人が失明するとは、なんと悲惨なことか。」それからトビアの首に抱きついて泣いた。⁸妻エドナも娘サラもトビトのために嘆き悲しんだ。⁹ラグエルは羊の群れから一匹の雄羊を取り出して屠り、彼らを心からもてなした。

さて彼らが体を清め手を洗って食卓に着いたとき、トビアはラファエルに言った。「兄弟アザリア、身内の娘サラをわたしにくれるよう、ラグエルに頼んでください。」¹⁰ラグエルはこの言葉を聞き、トビアに言った。「今夜は大いに飲んだり食べたりして楽しんでください。兄弟よ、あなた以外には、娘サラをめとるのにふさわしい者はいないですから。あなたは最も近い血縁の者なので、あなた以外の男に娘を嫁がせることは、わたしにも許されません。しかし、子よ、本当のことを言いましょう。¹¹わたしは同族の七人の男に娘を与えました。ところが、一人の例外もなく初夜の床で死んでしまったのです。でも、そんなことは気にせず、飲み食いしなさい。主が良いようにしてくださるでしょう。」しかしトビアは言った。「あなたが、わたしのことをはっきり決めてくださるまで、決して飲みも食べもしません。」そこで、ラグエルは言った。「ではそうしましょう。モーセの書の定めに従って、娘をあなたに与えましょう。娘があなたの妻になることは、天の定めでもあったのです。あなたの身内であるこの娘を連れて行きなさい。今から後、あなたは娘の夫であり、娘はあなたの妻です。娘は今日からいつまでもあなたのものです。子よ、天の主が今夜、憐れみと平安のうちにあなたがたを守ってくださるように。」

¹² それからラグエルがサラを呼ぶと、サラは彼のもとに来た。そこでラグエルは彼女の手を取り、トビアに渡して言った。「娘をあなたに妻として与えるよう命じているモーセの律法の定めに従って、彼女を連れて行きなさい。彼女をめとり、無事にあなたの父のところへ連れて行きなさい。天の神があなたがたを導き、平安をお与えくださるように。」¹³ そこでラグエルは、妻エドナを呼び、パピルス紙を持って来るよう命じた。そしてモーセの律法の定めに従って、サラを妻として与えるという結婚の契約を書き記した。

ここに引用した「トビト記」の物語から、民数記36章の律法が字義通りに遵守されているのみならず、さらに二つの付加的な規定、すなわち、(1)息子のいない父は、彼の娘を親類・同族の者の一人に嫁がせる責任があること。(2)この律法の違反は、「モーセの書の律法に従って」死をもって罰せられること³⁾が賦課されていることが明らかにされる。

注

1) この部分の文書は、一世紀末ユダヤ教で聖書の正典目録を定めるとき受け入れられなかったので、ユダヤ人の聖書には含まれていないが、もともとは、紀元前から紀元後一世紀までの四世紀の間に成立したユダヤ教の宗教的文書である。

(中略) これらユダヤ人の宗教的文書は、キリスト教によって我々に伝えられたものであるが、キリスト教では四世紀ごろからこの文書について、二つの見解が見られるようになる。すなわち、これは旧約の他の書に劣るとする見方と、同等とする見方である。今日、カトリック教会ではこれに旧約と同等の価値が付され、「第二正典」と呼ばれる。(中略) プロテスタント教会では、なんらかの価値を認める教会もあれば、これらのすべてを全く認めない教会もあり、そこでは「アポクリファ」あるいは「外典」と呼ばれる。本聖書では、この部分全体についてすでに戦前に使用されていた「統編」の用語を採用することにした。(中略)

「トビト記」と「ユディト記」は、前述の「ルツ記」や「エステル記」と同じく、困難な状況の中で唯一神にいかに忠実に生きるかを示す民間説話である。

(以上、『聖書新共同訳』「聖書について」14~15ページの記述による)

- 2) フィデリコ・バルバロ『聖書』講談社(1980年)729ページによる。ただし、固有名詞の表記については、ネフタリ→ナフタリ、エグバタナー→エクバタナ、アズモデ→アスモダイの如く『聖書新共同訳』のそれに合わせて変更してある。
- 3) トビト記6章13節。以上、Milgrom, *Numbers*, p. 298.

(1995年8月31日受理)